

建設リサイクル法の届出はお済みですか

平成14年5月30日から「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が施行され、建築物や土木工作物等の解体や新築工事等を行う際に発生する、コンクリート、木材などの建設廃棄物の分別、再資源化などが義務付けられました。一定規模以上の建設工事の発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、大田区長に届出が必要です。

1. 建築物等について分別解体及び再資源化が義務付けられました。

○ 一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事、新築工事等(対象建設工事※1)については、コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材(特定建設資材※2)を現場で分別することが義務付けられています。

※3

○ 分別解体によって生じたコンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材(特定建設資材廃棄物)は、再資源化が義務付けられています。※4

※1 対象建設工事

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事及び特定建設資材を使用する新築工事等です。

分別解体等が必要な工事の種類	規模の基準
建築物の解体	工事部分の床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築	工事部分の床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負金額 1億円以上
建築物以外の解体・新築等(土木工事等)	請負金額 500万円以上

※2 特定建設資材

①コンクリート、②コンクリートと鉄から成る建設資材(コンクリートパネルなど)、
③アスファルト・コンクリート、④木材の4品目です。

※3 分別解体等実施義務(法第9条)

対象建設工事の受注者(元請・下請すべて)に、分別解体等が義務付けられています。

参考 分別解体の施工方法(技術基準) 工程

1. 建築設備、内装材などの取り外し
2. 屋根ふき材の取り外し
3. 外装材、上部構造部分の取り壊し
4. 基礎、基礎杭の取り壊し

※4 再資源化等実施義務(法第16条)

対象建設工事の受注者(元請・下請すべて)に、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物の再資源化が義務付けられています。

2. 工事の発注者や元請業者等は次のことを行う必要があります。

○ 適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示などが義務付けられています。また、元請業者は、下請の専門業者に委託した場合でも、各下請業者を指導し、分別解体等から搬出、運搬、再資源化等の完了を確認し、発注者に報告するという監督義務と責任があります。

○ 受注者への適正なコストの支払いを確保するため、発注者・受注者間の契約手続きが整備されました。

(1) 元請業者から発注者への説明（法第12条第1項）

対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、分別解体等の計画等について書面を交付して説明が必要です。

(2) 発注者から大田区長への工事の届出（この裏面の「届出について」をご覧ください。）

（法第10条第1項）

発注者は、工事着手日の7日前までに、分別解体等の計画等について、大田区長に届出が必要です。

(3) 元請業者から下請業者への告知（法第12条第2項）

元請け業者は、下請け業者に対し、都知事等への届出事項の告知が必要です。

(4) 契約書面への解体工事費等の明記（法第13条第1項）

対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等の施設の名称と所在地、再資源化等に要する費用などの明記が必要です。

(5) 標識の掲示（法第33条）

解体工事業者は、解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示してください。

(6) 元請業者から発注者への事後報告（法第18条第1項）

元請け業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成、保存してください。

3. 解体工事業者は都知事に登録が必要です。

○ 適正な解体工事の実施のために、解体工事業者の登録制度及び技術管理者の配置等が義務付けられています。

(1) 解体工事業者の登録（法第21条）

解体工事業を営もうとする者は、工事を行なおうとする区域の都道府県への登録が必要です。ただし、土木工事業、建築工事業及び解体工事業に係る建設業許可を受けた者は、登録しなくても解体工事が可能です。
（問い合わせ先：東京都都市整備局市街地建築部建設業課 Tel. 03-5321-1111 内線 30-666）

(2) 技術管理者の選任（法第31条）

登録を受けた解体工事業者は、解体工事の技術上の管理をつかさどる技術管理者の選任が義務付けられています。

4. その他

(1) 罰則

分別解体等及び再資源化等に対する命令違反や、届出、登録等の手続きの不備等に対して、受注者や発注者に所要の罰則が適用されます。

お問い合わせは

大田区まちづくり推進部建築審査課建築指導担当
大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所本庁舎7階
電話 03-5744-1384
FAX 03-5744-1557

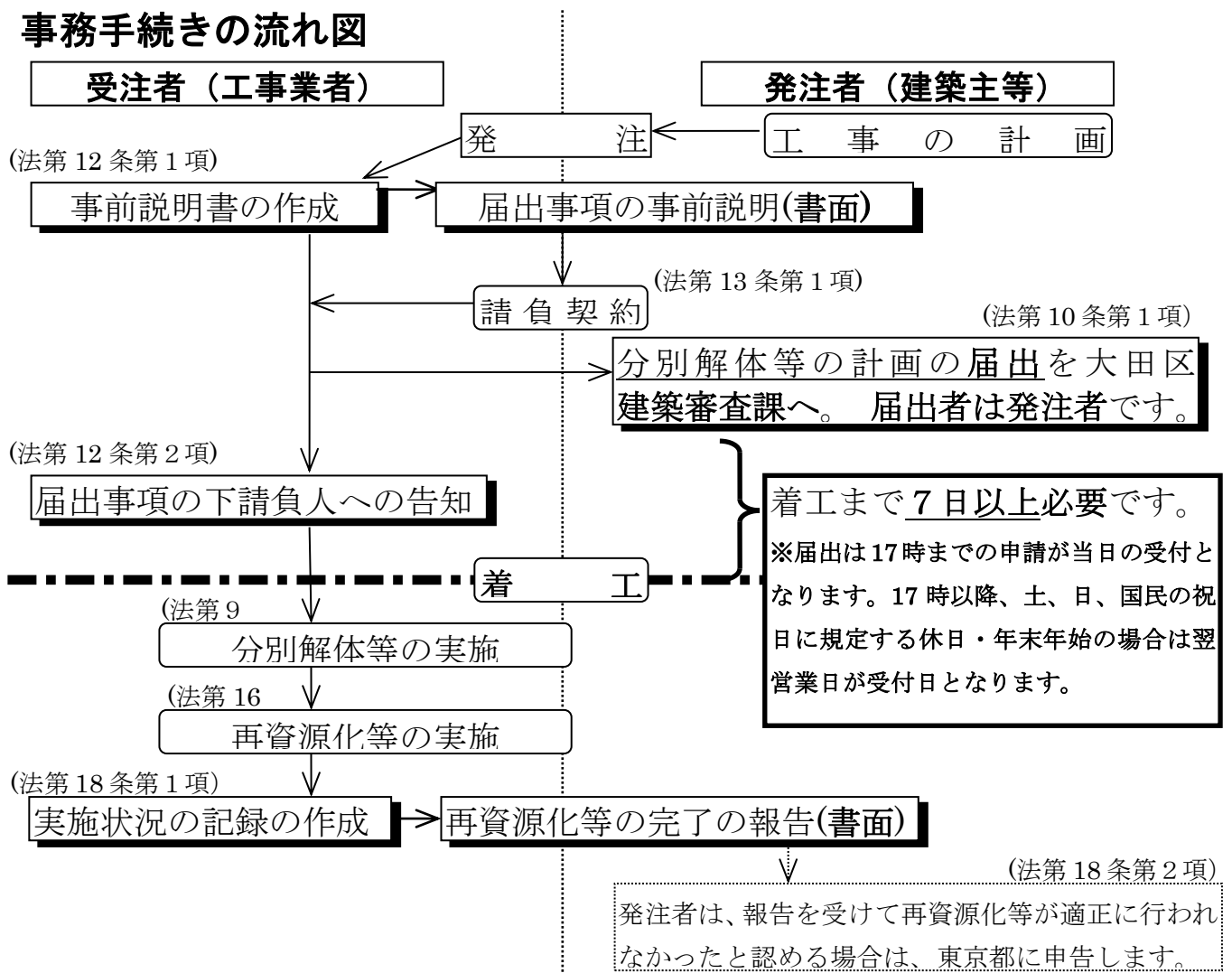
**建築物等の解体や新築工事などをするときには、
工事の発注者（建築主）は、工事着手日の7日前までに、
分別解体等の計画の届出をしてください。**

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成14年5月30日から施行されました。この法律により、下表のとおり一定規模以上の建設工事を行なうときは、特定建設資材（コンクリート、コンクリートと鉄から成る建設資材（コンクリートパネルなど）、アスファルト・コンクリート、木材）を現場で分別し、再資源化することが義務付けられています。

対象建設工事	分別解体等が必要な工事の種類	規模の基準
	建築物の解体	工事部分の床面積 80㎡以上
	建築物の新築・増築	工事部分の床面積 500㎡以上
	建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額 1億円以上
	建築物以外の解体・新築等（土木工事等）	請負金額 500万円以上

特定建設資材は ①コンクリート
②コンクリートと鉄から成る建設資材（コンクリートパネルなど）
③アスファルト・コンクリート
④木材
の4品目です。

1. 事務手続きの流れ図



2. 届出について

○ 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事着手日の7日前までに分別解体等の計画についての届出書の提出が必要です。（※届出は17時までの申請が当日の受付となります。17時以降、土、日、国民の祝日に規定する休日・年末年始の場合は翌営業日が受付日となります。）

（注1）床面積が1万㎡を超える建築物等の解体、新・増築工事は、東京都で取り扱います。

（注2）区ホームページから「LoGo フォーム」にてオンラインでも提出が可能です。

○ 工事が複数の行政庁の区域にまたがる場合は、それぞれの区域の行政庁すべてに届出が必要です。

1. 届出者 対象建設工事の発注者又は自主施工者になります。法人にあっては、代表者です。代理で届け出る場合は、「委任状」が必要です。提出書類は、「届出書」と「分別解体等の計画書」の2種類です。

2. 届出書類 届出部数は、正、副の計2部の提出です。

①「届出書」（様式第一号）

②「分別解体等の計画書」（届出書の4.分別解体等の計画等について記載した「別表」）

a) 建築物に係る解体工事については別表1

b) 建築物に係る新築・増築工事等については別表2

c) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

③添付書類（案内図）

工事場所の周辺を含む住宅地図等に、施工する位置を赤色で記入して明示したもの。

④添付書類（設計図又は写真）

工事の概要がわかる必要最小限の図面（A4版より大きいものはA4版に折りたたむ）又は現状がわかる明瞭な写真（サービスサイズ以上、2面以上をA4版の台紙に貼ったもの）を添付したもの。※複数棟の届出の場合はそれぞれの建物（階数）がわかる写真

⑤添付書類（工程表）

工程の概要がわかるように、工期、工種、施工年月日、施工手順等を記載したもの。

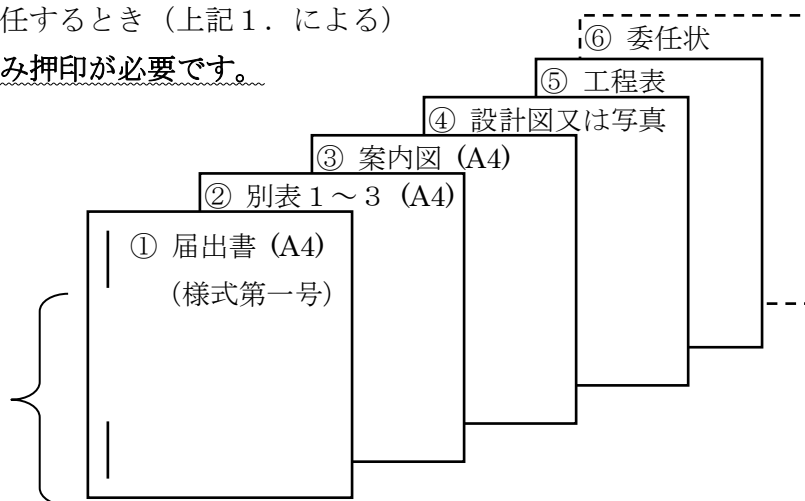
⑥委任状 届出を委任するとき（上記1.による）

委任状のみ押印が必要です。

※届出書の綴り方

次の①～⑥の順に綴って
左端止め
ください。（1～2ヶ所）

（A4版より大きいものはA4版に
折りたたむ）



届出先 大田区まちづくり推進部建築審査課建築指導担当

大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所本庁舎7階

電話 03 - 5744 - 1384